

日行連発第 214 号
令和 6 年 5 月 17 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 坪川 貞子

成年後見人等の住所変更登記申請における登記の事由を証する書面
について

平素より日行連の活動に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、成年後見事件の増加に伴い、行政書士が家庭裁判所から成年後見人等として選任される件数は増加しており、行政書士が成年後見人等として選任された場合に、その行政書士の事務所所在地を「住所」として登記がなされることがあります。

これまで、成年後見人等として選任された行政書士の事務所所在地の変更履歴を証する書面がなく、住所変更の登記申請に不都合が生じていましたが、この度、法務省の了解を得て（別紙 1）、別紙 2 の「行政書士事務所登録履歴証明書」（様式第 40 号（行政書士登録事務取扱規則第 28 条の 3 関係））の発行を受け、これを登記の事由を証する書面として添付することで、手続きが行えることとなりました。

各単位会におかれましては、この旨会員へ周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、同証明書の発行にあたっての申請様式は、別紙 3 のとおりですので併せて会員への周知をお願い申し上げます。

別紙 1: 成年後見人等の住所変更登記申請における登記の事由を証する書面について（回答）（令和 6 年 5 月 17 日付・法務省民一第 1113 号）

別紙 2: 「行政書士事務所登録履歴証明書」（様式第 40 号（第 28 条の 3 関係））

別紙 3: 「行政書士事務所登録履歴証明申請書」（様式第 39 号（第 28 条の 3 関係））

参 考: 行政書士登録事務取扱規則様式の一部改正内容

以上